

長瀨町地域防災計画

令和元年 9 月

長瀨町防災会議

〔目 次〕

第1編 総 論

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1-1
第1 趣 旨	1-1
第2 計画の策定及び修正	1-1
第3 計画の効果的推進	1-1
第4 計画の用語	1-2
第2節 長瀬町の概況	1-3
第1 地形、河川	1-3
第2 気象	1-3
第3 地質及び断層	1-3
第3節 災害対策の基本方針	1-4
第4節 防災機関等の処理すべき事務または業務の大綱	1-5
第1 町	1-5
第2 消防機関	1-6
第3 県	1-6
第4 指定地方行政機関	1-8
第5 自衛隊	1-9
第6 指定公共機関	1-9
第7 指定地方公共機関	1-10
第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	1-11
第9 災害時応援協定締結団体・事業者の役割	1-11

第2章 防災訓練

第1節 基本方針	1-12
第1 趣旨	1-12
第2 目的	1-12
第2節 実施計画	1-13
第1 町、県及び防災関係機関が実施する訓練	1-13
第2 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	1-13
第3 訓練の検証	1-14

第2編 震災対策編

第1章 総則

第1節	地震被害想定	2-1
第1	想定地震	2-1
第2	想定結果	2-2
第2節	災害対応の方針	2-3
第3節	震災に対する調査研究	2-4

第2章 予防・事前対策

第1節	自助、共助による防災力の向上	2-5
第1	自助による住民の防災力向上	2-5
第2	自主防災組織の育成強化	2-7
第3	民間防火組織の育成強化	2-7
第4	消防団の活動体制の充実	2-8
第5	防災体制の充実	2-8
第6	小・中学校における防災教育	2-8
第7	幼稚園・保育園における防災教育	2-9
第8	ボランティア等との連携	2-9
第9	地区防災計画の策定	2-10
第2節	災害に強いまちづくりの推進	2-11
第1	災害に強いまちづくり	2-11
第2	耐震化と安全対策の推進	2-12
第3	不燃化等の促進	2-13
第4	オープンスペース等の確保	2-13
第5	宅地等の安全対策	2-13
第6	土砂災害の予防	2-14
第7	地震火災等の予防	2-16
第8	被災建築物応急危険度判定体制等の整備	2-17
第9	孤立地域対策	2-18
第3節	交通ネットワーク・ライフライン等の確保	2-19
第1	交通関連施設の安全確保	2-19
第2	緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	2-20
第3	ライフラインの確保	2-21
第4節	応急対応力の強化	2-24
第1	活動体制の整備	2-24
第2	防災活動拠点の整備	2-25
第3	消防力の強化	2-25

第4	救急救助体制の整備	2-26
第5	応援機関の受入れ体制の整備	2-27
第5節	情報収集体制・伝達手段の整備	2-28
第1	情報収集体制の整備	2-28
第2	情報伝達手段の整備	2-28
第3	緊急地震速報の発表等	2-29
第4	情報処理分析体制の整備	2-29
第5	情報通信設備の安全対策	2-29
第6	災害情報のための電話の指定	2-30
第6節	医療救護等対策	2-31
第1	医療救護体制の整備	2-31
第2	埋・火葬のための資材、火葬場の確保	2-32
第7節	帰宅困難者対策	2-33
第1	帰宅困難者への情報提供	2-33
第2	一時滞在施設の開設、飲料水・食料の備蓄	2-33
第3	学校における対策	2-34
第8節	避難対策	2-35
第1	避難計画の策定	2-35
第2	避難所の選定	2-36
第3	避難路の確保	2-36
第4	避難所における生活環境の確保	2-36
第5	避難所運営計画の策定	2-37
第6	住民への周知	2-37
第9節	災害時の要配慮者対策	2-38
第1	在宅の要配慮者に対する安全対策	2-38
第2	社会福祉施設入所者に対する安全対策	2-41
第3	外国人の安全対策	2-42
第10節	物資供給・輸送対策	2-43
第1	飲料水・食料・生活必需品等の供給体制の整備	2-43
第2	緊急輸送体制の整備	2-47
第11節	生活の早期再建	2-48
第1	応急措置の相談	2-48
第2	応急仮設住宅の事前計画	2-48
第12節	防疫対策	2-50
第1	防疫活動組織	2-50
第2	防疫用資機材の備蓄及び調達	2-50
第13節	文教対策	2-51
第1	応急教育計画の策定	2-51
第2	学校の災害対策	2-51

第3章 応急対策

第1節 応急活動体制	2-52
第1 目標	2-52
第2 活動体制	2-52
第2節 情報収集・伝達	2-61
第1 災害情報の収集・伝達	2-61
第2 広報広聴活動	2-67
第3節 避難対策	2-70
第1 避難の実施	2-70
第2 避難所の開設・運営	2-72
第3 広域一時滞在	2-75
第4節 消防活動	2-76
第1 消防活動	2-76
第2 応援要請	2-77
第5節 応援要請、応援の受入れ	2-79
第1 県及び指定地方行政機関等への応援要請	2-79
第2 市町村間の相互応援	2-80
第3 応援の受入れ	2-80
第4 要員確保	2-84
第6節 自衛隊災害派遣	2-85
第1 自衛隊災害派遣活動の活動範囲	2-85
第2 災害派遣の要請要領	2-86
第3 災害派遣部隊の受入れ体制の確保	2-86
第4 自衛隊の自主派遣	2-87
第5 災害派遣部隊の撤収要請	2-88
第6 経費負担	2-88
第7節 災害救助法の適用	2-89
第1 災害救助法の適用手続	2-89
第2 災害救助法の適用	2-89
第3 応急救助の実施方法	2-90
第8節 緊急輸送道路・ライフライン等の確保	2-92
第1 緊急輸送道路の確保	2-92
第2 鉄道施設の応急対策	2-92
第3 ライフライン施設の応急対策	2-93
第9節 医療救護等対策	2-96
第1 初動医療体制	2-96
第2 遺体の取扱い	2-99

第 10 節	災害時の要配慮者対策	2-101
第 1	避難行動要支援者等の避難支援	2-101
第 2	避難生活における要配慮者支援	2-102
第 3	社会福祉施設入所者等の安全確保	2-103
第 4	外国人の安全確保	2-104
第 11 節	帰宅困難者対策	2-105
第 1	帰宅困難者への情報提供	2-105
第 2	一時滞在施設の開設・運営	2-105
第 12 節	物資供給・輸送対策	2-107
第 1	飲料水の供給	2-107
第 2	食料の供給	2-108
第 3	生活必需品の供給	2-110
第 4	物資（飲料水、食料、生活必需品）拠点の開設、運営及び要員の確保	2-110
第 5	緊急輸送	2-111
第 13 節	二次災害等の防止	2-113
第 1	公共施設の応急対策	2-113
第 2	一般建築物の応急対策	2-113
第 3	その他防災上考慮すべき施設等	2-114
第 4	土砂災害対策	2-114
第 14 節	生活の早期再建	2-116
第 1	応急住宅対策	2-116
第 2	がれき処理等廃棄物対策	2-119
第 15 節	防疫対策	2-121
第 1	防疫活動	2-121
第 2	動物愛護	2-121
第 16 節	文教対策	2-123
第 1	応急教育	2-123
第 2	教材・学用品等の調達及び配給の方法	2-124
第 3	文化財の応急措置	2-125
第 17 節	商工・農林水産業対策	2-126
第 1	商工業対策	2-126
第 2	農林水産業対策	2-126

第 4 章 復旧復興対策

第 1 節	災害復旧	2-127
第 1	災害復旧事業計画の作成	2-127
第 2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	2-128
第 3	災害復旧事業の実施	2-130

第2節	被災者の生活再建等の支援	2-131
第1	被災住民等からの相談の対応	2-131
第2	罹災証明書の発行	2-132
第3	被災者の精神保健対策（こころのケア）	2-132
第4	町税の減免	2-133
第5	災害弔慰金、見舞金の支給	2-133
第6	災害援護資金等の貸付	2-134
第7	義援（見舞）金品の受付、配布	2-137
第8	被災者生活再建支援制度の活用	2-138
第9	埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	2-140
第3節	被災中小企業、農林漁業事業者の再建等の支援	2-144
第1	被災中小企業への融資	2-144
第2	被災農林漁業事業者への融資	2-145
第4節	復興対策	2-147
第1	復興に関する事前の取組の推進	2-147
第2	復興対策本部の設置	2-147
第3	復興計画の策定	2-147
第4	復興事業の実施	2-147

第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

第1節	計画の位置付け	2-148
第1	策定の趣旨	2-148
第2	基本的な考え方	2-148
第3	前提条件	2-149
第4	東海地震に関する情報	2-149
第2節	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	2-150
第1	目標	2-150
第2	東海地震注意情報の伝達	2-150
第3	活動体制の準備等	2-151
第3節	警戒宣言に伴う措置	2-152
第1	目標	2-152
第2	警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報	2-152
第3	活動体制	2-153

第6章 火山噴火降灰対策

第1	応急活動体制の確立	2-154
第2	情報の収集・伝達	2-154

第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

- 第1 シビアコンディションを設定する目的…………… 2-158
- 第2 シビアコンディションへの対応…………… 2-158
- 第3 シビアコンディションの共有と取組の実施…………… 2-159

第3編 風水害対策編

第1章 総則

第1節 本町における風水害の概況	3-1
第1 過去の主な風水害	3-1
第2 予想される災害	3-1
第2節 災害対応の方針	3-2

第2章 予防・事前対策

第1節 自助、共助による防災力の向上	3-3
第1 自助による住民の防災力向上	3-3
第2 自主防災組織の育成強化	3-3
第3 民間防火組織の育成強化	3-3
第4 消防団の活動体制の充実	3-3
第5 防災体制の充実	3-3
第6 小・中学校における防災教育	3-3
第7 幼稚園・保育所における防災教育	3-3
第8 ボランティア等との連携	3-3
第9 地区防災計画の策定	3-3
第2節 災害に強いまちづくりの推進	3-3
第1 災害に強いまちづくり	3-3
第2 土砂災害の予防	3-3
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	3-3
第1 交通関連施設の安全確保	3-3
第2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	3-3
第3 ライフラインの確保	3-3
第4節 応急対応力の強化	3-4
第1 活動体制の整備	3-4
第2 防災活動拠点の整備	3-4
第3 消防力の強化	3-4
第4 救急救助体制の整備	3-4
第5 応援機関の受入れ体制の整備	3-4
第5節 情報収集体制・伝達手段の整備	3-4
第1 情報収集体制の整備	3-4
第2 情報伝達手段の整備	3-4
第3 気象情報や避難情報の活用の周知	3-4
第4 情報処理分析体制の整備	3-4
第5 情報通信設備の安全対策	3-4

第6	災害情報のための電話の指定	3-4
第6節	医療救護等対策	3-4
第1	医療救護体制の整備	3-4
第2	埋・火葬のための資材、火葬場の確保	3-4
第7節	帰宅困難者対策	3-5
第1	帰宅困難者への情報提供	3-5
第2	一時滞在施設の開設、飲料水・食料の備蓄	3-5
第3	学校における対策	3-5
第8節	避難対策	3-5
第1	避難計画の策定	3-5
第2	避難所の選定	3-5
第3	避難路の確保	3-5
第4	避難所における生活環境の確保	3-5
第5	避難所運営計画の策定	3-5
第6	住民への周知	3-5
第9節	災害時の要配慮者対策	3-5
第1	在宅の要配慮者に対する安全対策	3-5
第2	社会福祉施設入所者に対する安全対策	3-5
第3	外国人の安全対策	3-5
第10節	物資供給・輸送対策	3-6
第1	飲料水・食料・生活必需品等の供給体制の整備	3-6
第2	緊急輸送体制の整備	3-6
第11節	生活の早期再建	3-6
第1	応急措置の相談	3-6
第2	応急仮設住宅の事前計画	3-6
第12節	防疫対策	3-6
第1	防疫活動組織	3-6
第2	防疫用資機材の備蓄及び調達	3-6
第13節	文教対策	3-6
第1	応急教育計画の策定	3-6
第2	学校の災害対策	3-6
第14節	竜巻、突風等対策	3-7
第1	竜巻、突風等の発生、対処に関する知識の普及	3-7
第2	竜巻注意情報等気象情報の普及	3-9
第3	被害予防対策	3-9
第4	竜巻、突風等対処体制の確立	3-9
第5	情報収集・伝達体制の整備	3-9
第6	適切な対処法の普及	3-10
第15節	雪害対策	3-12

第1	平成26年2月の大雪の状況	3-12
第2	住民が行う雪害対策	3-12
第3	情報通信体制の充実強化	3-13
第4	雪害における応急対応力の強化	3-13
第5	避難所の確保	3-14
第6	孤立予防対策	3-14
第7	建築物の雪害予防	3-15
第8	道路交通対策	3-15
第9	鉄道輸送の確保	3-16
第10	ライフライン施設雪害予防	3-16
第11	農林水産業に係る雪害予防	3-16

第3章 応急対策

第1節	応急活動体制	3-17
第1	目標	3-17
第2	活動体制	3-17
第2節	情報収集・伝達	3-25
第1	災害情報の収集・伝達	3-25
第2	気象警報等の伝達	3-25
第3	特別警報・警報・注意報等の伝達	3-26
第4	土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報等の伝達	3-32
第5	風水害時に収集すべき情報	3-35
第6	異常な現象発見時の通報	3-35
第7	ダム放流に伴う住民等に対する広報	3-37
第8	広聴広報活動	3-37
第3節	避難対策	3-38
第1	避難の実施	3-38
第2	避難所の開設・運営	3-42
第4節	消防活動	3-43
第1	消防活動	3-43
第2	応援要請	3-43
第5節	応援要請、応援の受入れ	3-43
第1	県及び指定地方行機関等への応援要請	3-43
第2	市町村間の相互応援	3-43
第3	応援の受入れ	3-43
第4	要員確保	3-43
第6節	自衛隊災害派遣	3-44
第1	自衛隊災害派遣活動の活動範囲	3-44

第2	災害派遣の要請要領	3-44
第3	災害派遣部隊の受入れ体制の確保	3-44
第4	自衛隊の自主派遣	3-44
第5	災害派遣部隊の撤収要請	3-44
第6	経費負担	3-44
第7節	災害救助法の適用	3-45
第1	災害救助法の適用手続	3-45
第2	災害救助法の適用	3-45
第3	応急救助の実施方法	3-45
第8節	緊急輸送道路・ライフライン等の確保	3-45
第1	緊急輸送道路の確保	3-45
第2	鉄道施設の応急対策	3-45
第3	ライフライン施設の応急対策	3-45
第9節	医療救護等対策	3-45
第1	初動医療体制	3-45
第2	遺体の取扱い	3-45
第10節	災害時の要配慮者対策	3-45
第1	避難行動要支援者等の避難支援	3-45
第2	避難生活における要配慮者支援	3-45
第3	社会福祉施設入所者等の安全確保	3-45
第4	外国人の安全確保	3-45
第11節	帰宅困難者対策	3-46
第1	帰宅困難者への情報提供	3-46
第2	一時滞在施設の開設・運営	3-46
第12節	物資供給・輸送対策	3-46
第1	飲料水の供給	3-46
第2	食料の供給	3-46
第3	生活必需品の供給	3-46
第4	物資（飲料水、食料、生活必需品）拠点の開設、運営及び要員の確保	3-46
第5	緊急輸送	3-46
第13節	二次災害等の防止	3-46
第1	公共施設の応急対策	3-46
第2	一般建築物の応急対策	3-46
第3	その他防災上考慮すべき施設等	3-46
第4	土砂災害対策	3-46
第14節	生活の早期再建	3-47
第1	応急住宅対策	3-47
第2	がれき処理等廃棄物対策	3-47
第15節	防疫対策	3-47

第1	防疫活動	3-47
第2	動物愛護	3-47
第16節	文教対策	3-47
第1	応急教育	3-47
第2	教材・学用品等の調達及び配給の方法	3-47
第3	文化財の応急措置	3-47
第17節	商工・農林水産業対策	3-47
第1	商工業対策	3-47
第2	農林水産業対策	3-47

第4章 復旧復興対策

第1節	災害復旧	3-48
第1	災害復旧事業計画の作成	3-48
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	3-48
第3	災害復旧事業の実施	3-48
第2節	被災者の生活再建等の支援	3-48
第1	被災住民等からの相談の対応	3-48
第2	罹災証明書の発行	3-48
第3	被災者の精神保健対策（こころのケア）	3-48
第4	町税の減免	3-48
第5	災害弔慰金、見舞金の支給	3-48
第6	災害援護資金等の貸付	3-48
第7	義援（見舞）金品の受付、配布	3-48
第8	被災者生活再建支援制度の活用	3-48
第9	埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	3-48
第3節	被災中小企業、農林漁業事業者の再建等の支援	3-48
第1	被災中小企業への融資	3-48
第2	被災農林漁業事業者への融資	3-48
第4節	復興対策	3-49
第1	復興に関する事前の取組の推進	3-49
第2	復興対策本部の設置	3-49
第3	復興計画の策定	3-49
第4	復興事業の実施	3-49

第4編 複合災害対策編

第1章 予防・事前対策

第1	基本方針	4-1
第2	複合災害に関する防災知識の普及	4-1
第3	防災施設の整備等	4-2
第4	避難対策	4-2
第5	災害医療体制の整備	4-3
第6	災害時の要配慮者対策	4-3
第7	緊急輸送体制の整備	4-3

第2章 応急対策

第1	情報の収集・伝達	4-4
第2	交通規制	4-4
第3	道路の修復	4-4
第4	避難所の再配置	4-4

第5編 広域応援編

第1章 事前対策

- 第1 広域応援体制の整備 5-1
- 第2 広域支援拠点の確保 5-1
- 第3 県の職種混成の広域応援要員チームの編成への協力 5-1
- 第4 広域避難受入れ体制の整備 5-2
- 第5 町内被害の極小化による活動余力づくり 5-2

第2章 応急対策

- 第1 応援に必要な広域災害情報の収集 5-3
- 第2 広域応援要員の派遣 5-3
- 第3 広域避難の支援 5-3
- 第4 がれき処理支援 5-4

第3章 復旧・復興対策

- 第1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行） 5-5
- 第2 遺体の埋・火葬支援 5-5
- 第3 生活支援 5-5

第6編 事故災害対策編

第1章 火災対策

第1	大規模火災予防	6-1
第2	大規模火災対策	6-4
第3	林野火災予防	6-6
第4	林野火災対策	6-7

第2章 危険物等災害対策

第1	危険物等災害予防	6-9
第2	危険物等災害応急対策	6-10
第3	高圧ガス災害応急対策	6-10
第4	サリン等による人身被害対策	6-11

第3章 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第1	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方	6-14
第2	予防対策	6-14
第3	応急・復旧対策	6-16

第4章 農林災害対策

第1	注意報及び警報の伝達	6-23
第2	災害の応急対策及び復旧	6-23

第5章 道路災害対策

第1	道路災害予防	6-24
第2	道路災害応急対策	6-25

第6章 鉄道事故対策

第1	基本方針	6-27
第2	鉄道事故対策	6-27

第7章 航空機事故対策

第1	目標	6-28
第2	活動体制	6-28
第3	応急措置	6-29

第8章 文化財災害対策

第1 基本方針	6-31
第2 実施計画	6-31

※皆野・長瀬上下水道組合は平成28年4月1日より秩父広域市町村圏組合水道局へ移行する。